

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和5年8月28日（月曜日）
開催場所	茨木市役所 南館10階 大会議室
議長	中西会長
出席者	富澤委員、高田委員、福阪委員、竹岡委員 山口委員、宮林委員、多本委員、大川委員、太田委員
欠席者	
事務局職員	森岡福祉部長、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長、肥塚福祉部副理事兼地域福祉課長、石井福祉指導監査課長、井上障害福祉課長、中島発達支援課長、佐原障害福祉課課長代理兼認定給付1グループ長、梶発達支援課課長代理兼発達支援グループ長、角谷発達支援課主幹兼推進係長、名越福祉総合相談課主幹兼相談2グループ長、刈込障害福祉課認定給付2グループ長、谷口障害福祉課計画推進係長、井本（障害福祉課計画推進係職員）
議題(案件)	1. 次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について 2. 次期障害者計画・次期障害福祉計画・次期障害児福祉計画（骨子案）について ①前計画の評価と課題等について ②次期計画案について 3. その他
資料	次第 資料1 次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について 資料2 次期障害者計画・次期障害福祉計画・次期障害児福祉計画（骨子案） 資料3 第5次障害者基本計画概要 配席表 計画書（冊子）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
事務局 (井本)	<p>本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、令和5年度第2回茨木市障害者施策推進分科会を開催させていただきます。</p> <p>私、司会を務めさせていただきます障害福祉課の井本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入る前に会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料としまして、事前に送付をさせていただいております次第。あと資料1から資料3。最後にお席のほうに置かせていただいております配席表。最後に参考資料として、御持参をお願いしております計画書となります。以上の物をお持ちでしょうか。お持ちでなければ係の者がお持ちしますので挙手のほう、お願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは早速ではありますが会議の議事進行につきましては会長が行うこととなっております。</p> <p>中西会長、よろしくお願いいたします。</p>
中西会長	<p>皆さん、こんにちは。とても暑い中、全然残暑にもならずですね、この暑い中、会議に来ていただいて、とてもありがたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これより会議を始めたいと存じます。委員の皆様におかれましては障害福祉の増進のために積極的な御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、本分科会の会議録は原則公開ということになりますので御了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (井本)	<p>はい。本日の委員の出席状況につきまして御報告いたします。</p> <p>委員総数10名のうち御出席9名。御欠席の御連絡をいただいておりますが、竹岡委員が来られていませんが、半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項によって会議は成立しております。また、本日1名の方が傍聴されていることを御報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、議事に移る前に会議の進め方についてお諮りしたいと思います</p>

事務局（肥塚
課長）

す。それぞれの議題について事務局のほうから説明を受け、その内容について順次皆様から御意見、御質問などをいただくということでしょうか。ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

それでは議題1です。「次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について」、事務局から説明をお願いします。議題1の時間配分といたしましては、おおむね15分程度を考えております。14時20分を目途に次の議題に移らせていただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくをお願いします。

では事務局のほうから、よろしくをお願いします。

皆様、こんにちは。地域福祉課長の肥塚です。

次期総合保健福祉計画の理念・基本目標について御説明させていただきます。座って失礼いたします。

資料1を御覧ください。墨字資料・点字資料ともに1ページになります。理念と基本目標そのものにつきましては、昨年度の審議会でおおむね承認をいただき、前回の分科会でお示しをしたとおりですので、本日は理念目標を説明したリード文の御意見をいただければと思っております。ただ「基本目標6」につきましては、「持続可能な社会保障制度を推進する」としておりましたが、審議会で制度を推進するという言い方はしっかりこないとの御意見をいただき保留となっております。基本目標6については後ほど御説明をいたします。

まず、改めて理念・基本目標についての考え方について少し御説明をいたします。次期計画を策定するに当たりましては、現計画で掲げた基本理念を継承するとともに、新たに「持続可能」というキーワードを加えました。現計画の理念・基本目標は、計画策定前に実施しましたワークショップや市民意向調査から抽出したキーワードをもとに作成し、審議会での審議の上、設定をいたしました。この理念・基本目標につきましては、設定した経過を踏まえた上でも、また保健福祉分野が目指すべき方向としても普遍的なものであり、この5年間を振り返った法令上、国の動向や社会情勢上、大きく変更する必要性はないと考えております。

一方で、この5年間の中で社会福祉法の改正があり、地域行政の考え方が地域福祉推進の理念に追加されたり、包括的な支援体制の整備を推進するための手段として、重層的支援体制整備事業が創設されたりしていること。社会情勢の変化の中で、持続可能性、多様性、社会的包摂などの考え方が注目されていることなどを踏まえ、理念、基本目標をアップデートすることも重要と考えております。

加えまして、各取組施策をこれまで実施した中で、より分かりやす

い表現に整理する必要もあります。これらのことを踏まえまして、次期計画の理念は、現計画で掲げている基本理念を継承するとともに、新たに持続可能というキーワードを加えた形にいたしました。

趣旨といたしましては、リード文に記述しているとおり人口減少社会において様々な場面で担い手不足が生じ、今後、地域社会や支援体制の持続が困難になることが予想されております。地域社会で支援体制を持続可能なものとし、さらに包括的な支援体制へと発展させるために誰もが主体的に活躍できる環境を整え、それぞれが共に協力して地域活動の活性化を図る必要があります。計画を策定するに当たりましては、「持続可能な包括的な支援体制の実現とともに地域共生のまちづくりを目指す」ということを理念として設定し、多様な困り事に対し、解決に向けて包括的な支援体制で伴走すること。市民や団体、事業者等がそれぞれに力を発揮し、主体的に協働して相乗効果が生まれるよう行政として支援することに特に留意し、保健福祉の各種施策を推進していくことをこの理念に込めました。

基本目標について、説明を進めてまいります。点字資料は3ページになります。基本目標1「お互いにつながり支え合える」につきまして、市民や団体、事業者等のあらゆる機関が持続可能な地域づくりや地域課題の解決について、当事者意識を持ち、行動する主役となるよう取組や連携を推進していきます。

基本目標2についてです。点字資料4ページになります。

「健康にいきいきと自立した日常生活を送れる」としております。市民が個別の状況に応じ、生き生きとした日常生活を送れるよう生涯を通じた健康づくりなどに向けた取組を進めます。また、一人一人がそれぞれの強みを生かし、国際生活機能分類（ICF）による生活機能を維持または向上させ、自立した日常生活を送るための専門的な支援の提供ができる体制を整備いたします。

基本目標3「憩える 参加できる 活躍できる」です。点字資料は5ページになります。一人一人が地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。地域社会で多様な形態の参加、活躍ができるとともに年齢や属性に関わらず就労を目指すことができるよう支援し、誰もが地域社会を支える担い手として活躍できる地域づくりを目指します。

基本目標4「一人ひとりの権利が尊重される」です。点字資料は6ページです。全ての市民がお互いを理解し、尊重し合える意識を醸成するとともに虐待防止や権利擁護に努め、支援が必要な人を早期発見し適切な支援へとつなげていきます。

基本目標5です。「情報を活かして、安全・安心に暮らせる」として

います。ICTを活用するなどし、分かりやすい情報を迅速に発信し、その情報が活かされる体制整備を推進します。災害発生などの緊急時には市と関係機関が適正に情報を共有、活用し、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

点字資料7ページになります。基本目標6についてです。

基本目標6はもともと「持続可能な社会保障制度を推進する」としておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、審議会で「制度を推進する」という言い回しがしっくりこないという御意見をいただき、事務局で検討しました結果、「持続可能な社会保障を推進する」にしたいと存じます。社会保障について、今必要とする人が利用できることはもとより、将来必要とする人も継続的に利用できるよう行政だけでなく市民や関係機関の皆様がそれぞれの立場で持続可能性に配慮し、推進していくという意味を込めております。

以上が説明となります。リード文の文言などを御意見、お願いいたします。

中西会長

はい、ありがとうございました。

そうしましたら今の御説明に対して、委員の皆さんからの御意見等々ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

太田委員、どうぞ。

太田委員

はい。基本目標の2、健康に自立した日常生活を送れるというところでこれまでもお伝えをしていますが、今、この記載内容の変更を求めるものではありませんが、一つ押さえておいていただきたいのは、この「健康と自立」ですね。健康でなければ自立できないというふうに捉えられないようお願いしたいと思います。

というのは障害のほうで自立の概念というのは、高齢分野や保健分野と少し違いまして。高齢とか保健分野では、「自分で何でもできる」ということを自立と言われることが一般的なんです。障害のほうの自立、これは自分でできるということではなくて、「必要な支援を使って、自分で決める」、これを自立というふうに言います。そういったところで少し、特に地区保健福祉センターとかね。一緒にやりますので、その障害の自立の概念をしっかりと他の分野にも伝えていただきたいと思いますし、障害の社会モデルという考え方をしっかりと地区保健福祉センター等でも共有をして、大事にしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中西会長

はい、ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から御意見はないでしょうか。特に今回、リード文と目標の組み合わせですね。今、太田委員が言っていたみたいに特に自立の考え方とかですね。そういう面でも言っていたいて

事務局（佐原
課長代理）

も結構ですけど、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、これで一応リード文と目標のほうに関しては、こちらの委員会での意見はこういう形でということによろしいでしょうか。御意見とかはないですかね。はい、ではありがとうございました。

そうしましたら、次の議題に行けたらなと思います。

次に議題2のほうに移りたいと思います。議題2ですね。「次期障害者計画障害・次期障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）について」ですね、事務局から説明をお願いします。

議題2の1「前計画の評価と課題」の時間配分としてはおおむね40分程度考えております。15時を目途に次の議題に移らせていただきたいと存じますので、御協力のほうよろしくをお願いします。

では、事務局のほうから説明をお願いします。

障害福祉課の佐原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは議題2について、説明します。先ほど会長からもありましたように、議題2は大きく「前計画の評価と課題」、それから「次期計画案について」それぞれ議題を分けております。

まず前半部分となります「前計画の評価と課題について」説明いたします。資料2を御覧ください。

前計画の振り返りは大きく、墨字資料で22ページまでの長期計画部分、それから23ページから45ページまでの障害福祉計画、障害者福祉計画部分から構成されます。時間の関係上、ポイント抜粋での説明とさせていただきます。

それでは墨字資料の2ページを御覧ください。

基本目標1につきましては、主に地域共生社会の実現、交流による相互理解の促進について記載をしております。様々な取組を通じて担い手の育成や、相互理解の取組が推進されたと評価をしております。課題といたしましては、さらなる施策の推進に向け、より効果的・効率的に取組を進めることとしております。

続きまして、墨字資料の4ページを御覧ください。

基本目標2につきましては、主に相談支援、障害福祉サービスの整備に関する内容、教育について記載をしています。この中でポイントとなります相談支援について、説明をいたします。相談支援については、支援体制の充実に努め、一定評価を得たと評価する一方、今後の課題といたしましては各取組が充実する中で、それを担う職員の負担も増してきているということから、各取組の整備また効率化が必要としております。また本市の計画相談の利用率が低い現状を合わせて課題として記載をしております。

続きまして、墨字資料13ページを御覧ください。

基本目標3につきましては、主に就労や余暇活動について記載をしております。就労については、主に「かしの木園」の機能の変更、就労促進事業の推進について記載をしております。今日的な課題に一定対応できていると評価する一方、今後、特に「かしの木園」の取組を地域にいかにかに定着させていくか。また、市内の工賃が低い現状を踏まえ、就労促進事業をいかにかに運用していくのかを課題として記載をしております。余暇活動につきましては、スポーツや芸術活動、また共同販売等の取組により、社会参加活動を促進できたと評価する一方、今後これらの取組のすそ野をどのように広げていくのかを課題として記載をしております。

墨字資料17ページを御覧ください。

基本目標4につきましては、主に差別解消、虐待防止について記載をしております。どれも大事な取組ではありますが、今回はポイントとなります差別解消に関する取組を説明いたします。差別解消の取組といたしましては、平成30年に「障害者差別解消支援協議会」を設置し取組を進めていることを記載しております。今後、事例の共有を通じて、地域における対応力を向上させていくことを課題として記載をしております。

続きまして、墨字資料の19ページを御覧ください。

基本目標5につきましては、情報提供、移動手段、防災について記載をしております。この中でも特に情報提供につきましては様々な手段を講じ、情報伝達手段の多様化に取り組んだことが評価できる一方で、今後「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行を踏まえ、更なる充実が必要と考えております。

続きまして、墨字資料の22ページを御覧ください。

基本目標6につきましては、制度の適正実施について記載をしております。特に障害福祉サービスの制度については、支給決定基準の作成や認定給付専門員の配置について記載をしております。課題といたしましては、ここでも計画相談利用率が低いこと。また市と相談支援専門員との更なる連携についてを記載しております。

ここまでの第4次長期計画の振り返りとなります。

続きまして、墨字資料23ページを御覧ください。

ここからは障害福祉計画第6期、障害児福祉計画第2期部分の振り返りとなります。この部分につきましては、これまで各年度における第1回目の分科会において、その進捗状況を報告しており、その取りまとめとなります。今回は時間の関係上、詳細な説明は控えますが、計画期間中は新型コロナウイルス感染症の影響により外出の抑制を余

中西会長	<p>儀なくされるなど、様々な場面で取組が制限されました。次期計画につきましても、前期計画の達成状況を踏まえるとともに、アフターコロナ・ポストコロナを見据えた目標設定に努めたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>そうしましたら、今の御説明に対して委員の皆様からの御意見とかありましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。何か委員の皆様から御質疑、御意見等ございましたら、お願ひしたいと思ひます。</p>
太田委員	<p>太田委員、どうぞ。</p> <p>ページのほうは23ページ。障害福祉計画の第6期の取組状況と評価のところですね。まず、この福祉施設の入所者の地域生活への移行ですね。ここについてなんですが、この内訳といいますか。128人が令和元年度にはおられて、令和4年度末には129人になっていると、削減数のところですけども。実際には、中には128人の中から死亡された方とか病院に入られた方が多数おられると思うんです。そういった方の人数が把握できていれば教えていただきたいと思ひます。</p>
中西会長	<p>それと合わせてですね。これは、この数字だけ見ると128人から129人に1人増えてると見えるんですが。実際の新規入所者は恐らく1人よりもっとたくさんいるのかなと思ひますけれども、そういったところを教えていただきたいと思ひます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p>
事務局（刈込係長）	<p>事務局のほう、お願ひしたいと思ひます。</p> <p>認定給付グループの刈込です。よろしくお願ひします。</p> <p>すみません、入院死亡の数については、すみません。把握しておりません。新規のですね、入所についてもすみません。今、手元に資料がありませんので、お答えすることができません。</p>
事務局（井上課長）	<p>直近の大阪府の資料では、基本的に地域生活移行者数を出すときには死亡や他の病院施設に移られた方は除いています。手元に資料がなく、確認ができず申し訳ございません。</p> <p>死亡等を除いた上で実際にその地域、グループホームや自宅に移られた方というのを大阪府のほうで統計を取っていますので、それに準じた形でこちらの整理をさせていただいているとご理解ください。いただいた御質問に対するお答えとしては、十分でなく申し訳ございません。</p>
太田委員	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>そしたら、上の表の地域移行者数については死亡された方とか病院に移行した方というのは入っていないというふうに捉えていいのかなと</p>

	<p>思うんですが。削減数のほうですね。こちらのほうは大阪府の資料に内訳が出ていたと思いますので。そのあたりちょっと大阪府の資料なのではっきり分からないですが、これを府の割合で計算すると大体12名ぐらいが退所しているのかなと、死亡や病院への移行ということで。というようなことが考えられるかなと思いますので。そういったところも具体例、確認をしていただいて。こういったことを取り組んでいく、自立支援協議会の中で共用して、今後どう進めていくかというのを具体的に考えていってほしいなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>どうぞ、はい。事務局、どうぞ。</p>
事務局（刈込係長）	<p>すみません。認定給付グループの刈込です。</p> <p>補足ですけれども、先ほど手元にですね。まず入院と死亡に関してはちょっと分からないということなんですけれども、手元にある資料の中で新規入所者数ですね。これについては1年間、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で新規で入所された方ですね。6名という形で手元資料にありますので回答させていただきます。よろしくをお願いします。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。</p> <p>どうぞ。竹岡委員。</p>
竹岡委員	<p>すみません、19ページなんですけど。移動手段の確保で、移動支援サービスの充実で「適切に支給決定を行うとともに、移動支援従者養成研修を継続的に実施し、サービス提供体制の充実に努めました」と、「福祉タクシーによる移動手段の充実に努めました」とあるんですけど、具体的にはどういったことが充実に努められたんですか。</p>
中西会長	<p>お願いします。どうでしょうか。移動支援ですね。</p>
事務局（刈込係長）	<p>障害福祉課認定給付グループの刈込です。よろしくをお願いします。</p> <p>移動支援のサービスの充実についてなんですけれども、この移動支援の従事者の養成研修というのを継続的に毎年、実施してまして。なかなか直近でいうとコロナウイルスとの関係で、ちょっとなかなか実施するのが難しかったりとかいうのはあるんですけども、直近、この5年とかにおいては継続的に、そういう感染症とかが起こらないときには研修を実施してですね。支援者がしっかりと移動支援につけるように、研修を継続してやってきたというようなところになります。</p>
事務局（井本）	<p>障害福祉課の井本です。</p> <p>後段の「大阪府北摂ブロックの福祉有償運送運営協議会に参画</p>

竹岡委員

し・・・」というところにつきましては、市内のNPO法人等が高齢者の方や障害者の方などに対して、営利とは認められない範囲の対価で行う輸送するサービスになるんですけれども、こちらにつきましては都度、事業所からの新規申請であったり、更新申請などをされる際に協議会で諮ることになりますので、そちらのほうに一緒に出席をさせていただきまして、適正な審査がされるように、事業所に対し、市として指導であったりとかをさせていただき、適切な申請や運営ができるように図らせていただきました。

すみません、ちょっと具体的にというか市民が分かるように何かすみません、ちょっと初歩的なことで申し訳ないですけど。「サービス提供体制の充実に努めました」となっているので、結構充実というのはどういうところが。例えば、重度の障害者の、これは事業所さんに対しての移動支援従事者養成研修をされたのか。一般的に誰でも移動支援従事者養成研修というのを募集して実施されているのか。

あと普通に障害者の方が移動支援、前もちらっとあれしたんですけど、例えば、ハートフルでこういう講座があるから行きたいなとか。どこかの地域の活動にちょっと参加したいなというときに、車椅子だったり、ちょっと手を引いてもらったりしないといけない障害者の方が参加したいときにそういうタクシー券以外の移動を使うために、このサービス提供体制というのは役に立っているのかなと思うんですけど。具体的に一体どういう、誰に対してどういうあれをして、どういうふうに充実という言葉が出てきたんですかね。

事務局（井上課長）

障害福祉課の井上です。

まずここで言う「移動支援」は地域生活支援事業の移動支援事業です。いわゆるガイドヘルパーを指しています。昔でいうガイドヘルプ、今でいう移動支援事業ですけども、この移動支援事業に従事するには研修を受け、それを修了していただく必要があります。地域の中で、移動支援事業に従事していただく担い手を維持なり増員なりしていくには、必ずこの研修を受けていただかないといけないということです。コロナ禍は先ほどの説明にありましたように研修ができない時期もございましたが、1回当たり、そのときにもよりますが20人から30人程度、新たに移動支援に従事していただける従業者を養成しております。要するに、移動支援を担っていただいている従業者の方を増やしたということをもって充実と記載しています。

また、移動支援の支給決定、行動援護・同行援護は国サービスですけども、こちらも後の障害福祉計画の数字の中でも記載しますが、移動支援の利用者さんもどんどん増えているということで移動に困られている障害のある方に対するサービス支給が順次、進捗していると

竹岡委員	<p>いうことで充実と記載しています</p>
事務局（井上課長）	<p>福祉有償運送につきましては、残念ながら新たな事業者や担い手の法人等が増えたわけではございませんが、当然安全、適正に運行していただくため、運行状況等を適正に審査し、広域的に協議をしていることにより、移動支援の提供体制に資するものとして記載したものです。以上です。</p>
竹岡委員	<p>ありがとうございます。</p>
事務局（井上課長）	<p>そのサービス支給というのは具体的にどれがというのは。</p>
竹岡委員	<p>墨字資料では、まず移動支援が39ページで具体的な人数の推移等を記載させていただいております。コロナの影響もあり、移動支援は外出そのものを控えられる方が多かったので、数字上、令和2年度と比較して令和4年度は下がっていますが、今後コロナが一定、収束したと言えるのかどうか、5類へ移行いたしましたので、また皆さんの外出等の御希望が増えているような状況でございます。支給時間の実績が少し少なくなっていますが、実際に支給決定している利用者の方は増えています。</p>
事務局（井上課長）	<p>同行援護につきましては、少し戻って墨字資料で28ページです。視覚障害者の方への支援で、こちらは国の制度です。こちら利用者数が徐々に増えているという状況です。こちらは実績値も伸びている状況です。</p>
竹岡委員	<p>ありがとうございます。</p>
事務局（井上課長）	<p>介護ヘルパーさんを通しての、ということですね。答えは。</p>
竹岡委員	<p>そうです。</p>
竹岡委員	<p>分かりました。それと一つ疑問があるんですけど、例えば、社協さんで何か補助金を使って結構、買い物タクシーみたいな何か買われたと思うんですけど。何かそういう保障を市でやるのは難しいかもしれないですけど、何かそういったちょっと病院に行くとか。結局、ガイドヘルパーさんを使うということはまた、そこにお金とか要ったりとかもちろんすると思うんですけど。車椅子も社協では、大体延長しても1年ぐらいでしか借りれないみたいなんですけど。介護保険、65歳を過ぎたら介護保険でレンタルとかあるんですけど、やっぱり障害者の方はそれが65までではないので、購入して補助金で賄ったりは、あると思うんですけど。ずっと病気によってはとか、ずっと1つの車椅子でいかなかったりというときに1回買ってしまおうと、次に病気が進行したときにまた買うときには補助金が難しかったりとか。そんなんもあると思うので、何かもっと気軽にと言ったらあれですけど、そのガイドヘルパーさんとかまでちょっといかないけど、ちょっと外出</p>

事務局（井上課長）	<p>したいとか移動したりするときに、そういった社協と連携した何かレンタルサービスだったり、それが民間の事業、ハートフルさんとかと連携しないといけないとか分からないですけど、地域が回れる買い物タクシーみたいなのか、病院タクシーみたいなのか、そういうのが障害者の方も茨木市ではあったらいいなと思います。ほかの市で確か昼間とか使っていない事業者の車をみんなシェアしているとか、そういうのがあったみたいなんですけど。何かそういうのもあったらなど。そしたら本当に利用者さんの充実になっていくのではないかなと思ったので。</p>
	<p>すいません、ありがとうございます。</p>
	<p>御意見ありがとうございます。</p>
	<p>車椅子に関しましては、障害福祉制度で補装具制度という制度がございます、こちら購入助成です。介護保険の場合は、レンタルですが、障害福祉制度の中では補装具の制度の中で助成をさせていただいており、生活保護の受給の方や非課税の世帯であれば自己負担はなしということで、お体に合わせた車椅子であるとか、電動車椅子の購入が可能ということになっております。こちら1回買ってしまえばもう1回だけということではなくて、耐用年数が設定されておりまして、その耐用年数を超えて必要ということであるならば、再度利用できるまして、ご指摘の点について保障されているものと考えております。</p>
	<p>また、通院に関しましては居宅介護の制度の中に通院等乗降介助、通院等介助という制度がございます、病院の付き添い等について保障しています。こちら国制度で実施しており、多くの方が費用負担なく通院の付き添い等の介助を受けています。交通費の実費等は別途必要です。</p>
	<p>お話の中にも出てきましたボランティア等の育成に関しては、移動支援の政策というよりは地域の担い手の育成の範囲において、法定サービス外で市民の方同士でお互いに助け合っているものについては、市民活動の中で担い手を充実させるということでございます。</p>
竹岡委員	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>この間、ちょっと地域の藍野療育園のほうの相談支援のところに聞きに行ったら、そうやってもう1回、基本は車椅子は1回で、どうしても何か理由があってとか、そういうわけではなかったらと言われたので。結構、厳しいのかなと思ったんですけど。それはちゃんと保証されているんですね。</p>
事務局（井上課長）	<p>そうですね。特に児童の方、障害者の方に関しては、成長によって体の状況が変わり、変化も早いので成人の方よりも短いスパンで購入</p>

	が再度可能になるという制度設計になっております。
竹岡委員	すいません、さっきのお願いですけど、大人の方は……。
事務局（井上課長）	大人の方は6年が耐用年数です。
竹岡委員	それが耐用で、また状況によっては保証されてる。
事務局（井上課長）	そうですね。耐用年数を超えれば、再度申請が可能です。それは同じ体の状況が変わってなければ、同じ物をまた買っていただくということもできますし。体の状況が変わったらそれに応じた、ということです。その耐用年数の途中であっても、修理費用等につきましても助成の対象になっております。
竹岡委員	ありがとうございました。
中西会長	では太田委員、どうぞ。
太田委員	今の移動支援のところとちょっと関連して。移動支援とか同行援護というのは、ヘルパーを提供するという、人なんですけどね。下のほうの「福祉有償運送運営協議会」。福祉有償運送というのは、実は私の所属しているぽぽんがぽんでもやっていたんですが、これは車両運転ボランティアが車椅子の人とかの希望を聞いて、移動支援。車両の提供ですね。運転と車両の提供、そういうものになってます。残念ながら、ちょっと私たち力不足で前年度でこの取組はやめてしまったんですけれども。茨木市では、社会福祉協議会とかアクティブネットワークとかそういうことをやっているところもありますので、ちょっとどのぐらいの規模でやっているのか分からないですけど、そういったところがもう少し増えていけば、使いやすくなるかなというふうに思いました。
中西会長	はい、ありがとうございました。 ほかに御質問とか御意見、ございますでしょうか。いかがでしょうか。
太田委員	太田委員、どうぞ。 はい、28ページの「自立支援給付、訪問系サービス」のところなんですけど、前回もお話をしましたが、やっぱり重度訪問介護ですね、これが総時間数が減っていているということで、身体、知的共に減ってるんですけど、特に知的の場合は、進捗率が人数でいうと40%。時間でいうと69%と本当に進んでいないというようなところがあります。なので、このあたりをしっかりと評価のほうに入れていただきました

いなと思います。前回のお話の中でも、やはり人材確保が課題としてあると。支給決定をするにも事業所のほうで人材がいなかったために支給決定できないというようなことが課題としてあるという話もありましたので、そういったことをぜひ評価に「人材確保の課題」というところも入れていただきたいなと思いました。

それと、できれば31ページ「居住系サービスの強化」のところの文言を同じくこの訪問系サービスのところにも入れていただきたいと思います。どこの部分かといいますと、31ページの評価の中の上から2行目で「グループホームの整備に当たっては、計画相談支援の充実や地域生活支援拠点の機能整備によって、どこで暮らしたいかという希望を反映できるとともに、重度の障害のある方の選択肢となれるよう検討を進めていく必要があります」と書いてます。これは同じくグループホームだけではなくて、重度訪問介護においても同じように言える部分だと思います。なので、この「グループホームの整備に当たっては」という部分を「重度訪問介護の拡充に当たっては」というふうに入れていただいて、この訪問系サービスのところも同じように入れていただきたいなというふうに思ってます。特に重度の障害のある方の選択肢として、重度訪問介護というのは制度としてあるんですが、なかなかこの制度を御存じないということで、これまでもいろいろな委員からも話が上がっています。そういったところでも、ぜひここにも選択肢として、重度訪問介護というものがあるということをつけ加えていただければと思います。

以上です。

中西会長

はい、ありがとうございます。

事務局のほうから何か。今の意見に対して何か。

事務局（井上課長）

ありがとうございます。障害福祉課の井上です。

サービス提供人材が不足がちであることについては、障害者計画の評価において複数箇所に記載しておりますので、改めて障害福祉計画のこの部分に記載するということは考えておりません。

また、知的障害についてのご意見ですが、以前にも回答させていただき、特定の障害種別の重度訪問介護を積極的に増やしていくという考えはなく、あくまでもそのサービスを必要とされる方に個別に支給決定を行うという考え方です。

以上です。

中西会長

はい、ありがとうございます。

なかなか人材が集まらないということですね。これは何か市のほうは何か対策とかされているんですか。人材をどうするかというのは何か。いや、分からず聞いて申し訳ないですけど、今ちょっと思ったん

事務局（井上課長）	<p>ですけれども。</p> <p>この課題に対し、どういう考え方で市として対策していくかの考え方につきましては、次回の骨子案でお示しする予定です。ただ、人材の不足は複合的な背景からなるものですから、1つ何かを行えば進むというようなものではございませんので、幾つかの方法を組み合わせながら人材を増やしていく取組を検討する必要があります。今回の評価の中でも書かせていただいているように、人材がなかなか定着しないと各事業者から伺っています。国も課題として挙げていますけれども、ハラスメントの対策であったり、あるいは事務効率化であったり様々な視点でもって人材の定着、確保を行っていくべきことが国の資料等からも読み取ることができますので、その辺も踏まえて次期計画案の中に考え方を示したいと思います。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>まだ少しだけ時間あるんですけれども委員の皆様から御意見とか、御質疑とかございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
富澤委員	<p>富澤委員、どうぞ。</p> <p>今回読ませていただいて、ちょっとこの議題のところどこまでお尋ねしていいか、ちょっと今議論を聞きながら悩んでいたところではあるんですけれども。多分、今後次の計画でどういうふうに決めていくかというところに向けてというところになりますので、多分今回、出していただいたものほとんどが次にこういうことが課題ですというふうな書き方という部分について、実はそこに結構私、事前に用意していた部分では聞きたいなということがたくさんあったんですけれども、ちょっと全て聞くわけにもいかなさそうなので、何点かだけ聞かせていただきます。</p> <p>今の人材からの話のところ、少し話が変わるかもしれないですけども、相談支援の墨字資料の4ページのところの中で、先ほども少し御説明の中にあっただかと思うんですけれども、自立支援協議会の運営に当たって、非常に実績もかなりそれぞれの部会が回数を開かれたりとかということで、御尽力されているということは非常によく分かります。その一方で、先ほどおっしゃっていたこちらにも書いてある課題の中で、やはりそういった中で非常に負担が大きくなっているというお話。そして、その中で持続可能な取組となるよう運営の効率化を図るというふうなあたりがあったと思うんですけれども。当然、自立支援協議会に出てきていただいている機関さんが、その中で一定役割を担うということは理解ができるんですけれども。当然、それぞれの機関</p>

	<p>においては通常業務がある中で出てきていて、それをもちろんこの協議体の中では、いわば市全体のことについての議論ということにも参加されるということで、当然そちらで担う役割が大きくなれば負担が大きくなるということはそのとおりかなというふうに思うんですけども。このあたり、今現在、市のほうとといいますか、基幹相談支援センターだったり市のほうとの役割分担で、どういうふうにされているのかというあたり、もしそういうのが何かあれば教えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。</p>
事務局（名越主幹）	<p>はい、福祉総合相談課名越と申します。よろしく申し上げます。 今委員がおっしゃったのは、基幹相談支援センターと協議会の役割というところになりますでしょうか。</p>
富澤委員	<p>そうですね。自立支援協議会には市であったりとか、基幹相談さんは入ってらっしゃらない。</p>
事務局（名越主幹）	<p>はい、市であったり基幹相談支援センターであるとか、市内の相談支援事業所。あと保健所であったりとか、関係機関に集まっていたまきまして部会等を運営しております。</p>
富澤委員	<p>そこで負担が大きいというあたりのところは、どういったあたりのことを主におっしゃっていたのかなという。</p>
事務局（名越主幹）	<p>ありがとうございます。 ここで、いろんな役割はあるとは思いますが、ここに書かせてもらっている相談支援に関するところという委託相談支援事業所、いわゆる障害者相談支援センターになりますけども、ここで定例会であったりとか、事務局会議であったりとか、部会にも参加いただいておりますので、この辺の回数が増えていくと市内の障害のある方の相談に応じる業務というところもやはり増えてきておりますので、そのあたりの両立が難しいなというところで書かせてもらっているところになります。</p>
富澤委員	<p>以上です。 ありがとうございます。 そういったところで今の回答からの部分でいうと、やはり本来業務がそれぞれの事業所の中にある中で、やはりそれに対応していくということも非常に難しさがあるということについても、やはりこれについても何か具体的な対策を今後、検討していかないと特定の事業所さんだけがさらに負担を負ってしまうというようなことになって。周りもそうなってくると、周りもやっぱりそうだということで周りの事業所さんも協力しようと思っても、ちょっと軽い気持ちで協力できないというふうな形になってしまうと、なかなかいろんな物事を皆さんで進めていこうとしづらくなっていくのではないかなというふうに感じ</p>

ましたので。ここも課題というふうに挙げていただいていますので、ぜひしっかり御検討いただきたいなというふうに思いました。

もう1点は、一番最初の基本目標1のところ、これも課題のところで書いていただいているんですけども、これももう次の計画でしっかり書き込まれることかなと思うんですけども、特にここでは取組状況の①のところの課題のところで、「合理的配慮の視点に立った行動を浸透させていく」ということについての課題ということを書いていただいていると思うんですけども。その次の項目のところでは、「市民にボランティアなど障害者を支える担い手の充実」というところもあるかと思うんですけども。このあたりは障害者差別解消法の民間事業者への合理的配慮の提供についても、今後義務化されていくというところの中で、そのあたりも今後、どういうふうに展開されていくかと思ってるのかというあたりのことを少し教えていただければと思います。

事務局（井上課長）

ありがとうございます。障害福祉課の井上です。

次の議題で触れる部分にはなりますが、本日の段階では箇条書きの状況ではあるものの記載をしています。

御指摘のように、条例では、事業者の合理的配慮は平成30年以降、義務としています。これに法律が追いついてきたというのが本市の状況です。合理的配慮を進めていく上では、アンケートを拝見する限りにおいても、店舗の中で不快な思いをされた。公共の交通機関、あるいは行政もそうですし、医療機関、いろんなところで不快な体験をされたというアンケートが返ってきております。とりわけ障害のことを専門に勉強されているわけではない事業者の方に、合理的配慮の物の考え方をどう伝えていくかについて考える場としては、差別解消支援協議会です。これまではどちらかという市の施策に対する意見をいただくのが中心だったものを、参加機関の取組を共有しながら、地域へ発信をしていく、浸透させていくという流れにしたいと考えています。

あとは合理的配慮の考え方を浸透する上で、アンケート回答からも「小中学校の中で福祉教育をやってほしい」というお声はかなりたくさん出ております。これを市、あるいは学校だけの取組ではなく、どのように地域の取組として、いかに市民活動団体とのコラボレーションを生んでいくかというような切り口で考えていく必要があるだろうと考えております。時間のかかる課題ではございますが。

富澤委員

ありがとうございます。

そのあたり、単に市から提供するだけではなかなか難しいと思いますので、ぜひ今、おっしゃっていただいた部分まで。やはり国のほう

も、やはりこのあたり難しいという認識しているので事例集の方を積極的に更新はしていますけど、なかなかそれを実際の場面でどういうふうに市民の皆さんがどうすればいい、どう対応すればいいのかというので困って、誤って間違った対応してしまうということもたくさんあると思いますので。そういった中でそれが対立の構図にならないような形で浸透していく部分については、今の部分については多分、今回の先ほどいろんな部分に散りばめて記述がされているということでいいかと、やはり就労の区分のところにつながってくる話かと思えますので、ぜひ様々なところに今の差別解消に関する部分の考え方についても取り入れながら、計画のほうを作成していければと思います。ありがとうございます。

中西会長

はい、ありがとうございます。

すみません、時間がないんですね。すみません、申し訳ないです。ちょっとお手が挙がったんですけど、時間があれだということで。また御意見とかは、いただけたらいいんですかね。はい、メールとかでまた出していただけたらと思いますので、すみません。よろしく願います。すみません、時間を厳しめに言って申し訳ないです。

そうしましたら議題の2の2ですね、「次期計画案について」ですね。少し進めていきたいと思えます。おおむね20分程度を見ていきたいと思っていますので、御説明のほうお願いしたいと思えます。よろしく願います。

事務局（谷口係長）

障害福祉課の谷口と申します。よろしくお願いいいたします。

議題2の後半部分になります「次期計画案について」、御説明をいたします。恐れ入ります、お手元の資料3のほうを御覧いただけますでしょうか。

これから御議論をいただきます次期計画につきましては、国が作成をします第5次障害者基本計画に沿って作成することとなりますので、まず国の計画の概要について御説明をいたします。

国が作成します障害者基本計画は、障害者基本法第11条に基づき作成され、政府が講じる障害者施策の最も基本的な計画として位置づけられるものです。また、この計画を策定したり変更するに当たっては、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の規定の趣旨を踏まえることとされています。お手元の資料3ですが、その計画の概要版でございます。令和5年度から令和9年度の5年間を計画期間とするこの計画におきましては、主な内容として11分野の内容が示されています。墨字資料では2ページ、点字資料では7ページの下から5行目以降になりますが、その11分野につきまして、それぞれの分野における主な取組内容と合わせて記載をされておしま

事務局（佐原
課長代理）

すので御覧ください。

- 1 つ目に差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止。
- 2 番目に安全・安心な生活環境の整備。
- 3、情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実。
- 4、防災、防犯等の推進。
- 5、行政等における配慮の充実。
- 6、保健・医療の推進。
- 7、自立した生活の支援・意思決定支援の推進。
- 8、教育の振興。
- 9、雇用・就業、経済的自立の支援。
- 10、文化芸術活動・スポーツ等の振興。
- 11、国際社会での協力・連携の推進。

以上の11分野が内容として示されているものです。

国の計画の概要につきまして、説明は以上です。

ここからは佐原から説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。墨字資料46ページとなります。

先ほどの説明、国の第5次障害者基本計画内容に沿って、今回は主立った項目のみのお示しということになりますが説明をさせていただきます。改めまして墨字資料46ページを御覧ください。

ここでは各計画の位置づけについて記載をしております。計画を構成する障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の法的位置付けや作成の目的。国、大阪府計画との関連性、また策定を進める上での関連法について記載をしております。なお、これまで障害者基本法に定める計画を「障害者施策に関する長期計画」と呼んでまいりましたが次期計画からは法律に定める「障害者計画」という名称に変更したいと考えております。

墨字資料48ページを御覧ください。

ここでは関連計画や障害の捉え方について記載をいたします。具体的な内容につきましては次回、お示しいたします。

続きまして墨字資料49ページを御覧ください。

ここからは6つの基本目標ごとに施策の方向性を示し、施策を推進するための取組について記載をいたします。今回はポイントのみの記載ですが、次回分科会では具体的な記述をお示しいたします。

簡単ではありますが、基本目標ごとのポイントを説明させていただきます。墨字資料49ページを御覧ください。

基本目標1では、重層的支援体制整備事業の実施を見据えた地域共生社会の実現について記載をいたします。

50ページを御覧ください。

基本目標2では、本市における計画相談の利用率が低い現状を踏まえ、その今後の方向性について記載をいたします。

続きまして、52ページを御覧ください。

基本目標3では、かしの木園を中心とした一般就労支援や障害者就労促進事業について。また障害者文化芸術推進法等の関係法令を踏まえた余暇活動の取組について記載をいたします。

続きまして、53ページを御覧ください。

基本目標4では、差別解消、虐待防止について記載をいたします。

54ページを御覧ください。

基本目標5では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、ICTを活用した多様な情報発信の在り方や防災への取組について記載をいたします。

55ページを御覧ください

基本目標6では、さらなる制度の適正運用に向けた取組について記載をいたします。

ここまで基本目標1から6まで説明をいたしました。議題1でも説明がありましたように今後、更に進行が予測される少子高齢化またSDGsの考え方を踏まえ、次回分科会で具体的な内容をお示ししますが、制度の持続可能性を意識した記載といたします。

続きまして、墨字資料の56ページを御覧ください。

ここでは障害福祉計画・障害児福祉計画の各項目について具体的な成果目標・活動指標について記載をします。

今回はあくまでも項目出しをメインとしております。次期分科会では今回お示ししている項目を含め、事務局で再度検討を行いたいと思います。確定した項目、具体的な内容を次回分科会でお示しすることといたします。

説明は以上です。

ありがとうございました。

ということで今御説明にあったようにですね、今、国の基本方針を受けて市のほうで現状の骨子案を策定されたというところになります。そうしましたら、委員の方のほうから御意見、これに関しての御意見とか御質問とかありましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ、宮林委員、どうぞ。

今さらこんな質問したらちょっと場違いかもしれないですけども。国の基本計画を先ほど読ませていただいたときに思ったのが11個の基本目標ですかね。ありましたけれども、茨木市の分は6つの基本目標ですね。これは今さら変えることはできないですよ。

中西会長

宮林委員

事務局（井上課長）	<p>まずこの国の基本目標の項目の中に国際協力などの項目もあって、市町村には取組が難しい項目も含まれています。国の基本計画はこの構成や中身をそのまま市の計画に当てはめるのではなく、ここで記載されているものの中から市町村として、その地域の実情に応じた項目に整理をし、国の基本計画に示された内容を踏まえてお示ししている項目に構成したものでございます。</p>
宮林委員	<p>本市の計画につきましては、総合保健福祉計画の中で6つの基本目標を定めておりますので国が定めた、国の示している内容をですね、中身をこちらにも精査をさせていただいた上で、この基本目標6の中に再構成しているというふうに御理解いただければと思います。</p> <p>ということは、6つあればいい。6つあればというか、健康福祉計画に沿って6つにすればいいと。こんな変な言い方したらあれなんかもしれんけど、いいのかな。</p>
事務局（井上課長） 宮林委員	<p>何を言いたいかというと、3番でしたっけ。就労の部分と余暇活動の部分が1つの項目になってますよね。何となく違和感があったんです。その辺は分割したりすることは難しいんですかね。</p> <p>本市の総合保健福祉計画の中では、社会参加は基本目標3で取り扱っているという御理解をお願いをしたいと思います。</p> <p>それは社会参加に就労が含まれるということですね。</p>
事務局（井上課長） 宮林委員	<p>はい、そのとおりです。</p> <p>何となく、どう私も表現したらいいか。その基本計画のところはうまいこと分けて、確か書いてあったと思うんですよね。だから何となく違和感を感じるんですけど。社会参加が就労と……。イメージが私の中でなかなか1つの項目に解釈するのが難しいんですけど、そのあたりはどう結びつけて考えたらよろしいでしょうか。</p>
事務局（井上課長）	<p>就労は社会参加の一つであると認識しています。基本目標3の中で、施策として、大きく「就労」に関する施策と、現行計画でいう「余暇活動」に関する施策で構成されております。次期計画の中では、今は一くくりになっている「余暇活動」を障害者文化芸術推進法が施行されているなどの背景を踏まえ、「文化芸術」、「スポーツ」、「その他の余暇活動」という形で取組を細分化していく考えです。構成として「就労」と「それ以外の余暇活動等」については、項目立てとしては分ける予定でございます。</p>
宮林委員	<p>じゃあ、社会参加と言ったら何でもありのような気もするんですけども。きっちり項目が分かれるということでしたらいいかなとは思いますが。何かまとめて書いてあるので、ちょっと違和感を感じ</p>

中西会長	たというところです。
	以上です、はい。
	ありがとうございます。
太田委員	はい、太田委員、どうぞ。
	はい。ちょっと分からない中で。説明の中で「制度の持続可能性」というような話が出てたと思うんですが。今日の冒頭の話の中で、「持続可能な社会保障を推進する」と。そこで何か制度というのがどうなんですか、みたいな議論が審議会にあったという話が出てたので、ちょっと説明が矛盾するのかなと感じました。
	あと宮林さんはね、しっかりと把握して御意見されてて、すごいなと思ったんですが。ちょっとこの項目だけ見ても、どう意見をしていいかなかなか分からないなというのが正直なところです。なので、今日これについて意見てなかなか出せないと思うんですが、もう少し中身が見えた時点で意見を聞いていただければと思いました。
	以上です。
事務局（井上課長）	今回につきましては箇条書き、項目だけになりますので、どうしても意見が出にくいというのは承知をいたしております。準備が十分でなくて申し訳ございません。
	総合保健福祉計画は健康や医療なども分野も含まれるため、基本目標6を社会保障の「制度」に限定をしてしまうと、記載できる内容が制約されてしまうことが事務局の検討事項でございまして、「制度」の語を外しました。
	「持続可能性」という言葉は「制度」だけにかかっているのではなくて、次期総合保健福祉計画の基本理念として、基本目標1から6まで全てにまずかかっています。この基本目標6の中においては、障害者計画の中では障害福祉サービス等の制度を扱うものが多くございますので、その点をもって今のような説明をさせていただいたものではございますが、持続可能性を高めるという考え方は、特に障害福祉制度だけに適用するものではなく、サービス提供体制やネットワークの維持全般において適用される考え方ということで、改めてご理解のほどよろしく願いいたします。
中西会長	ありがとうございます。
	はい、宮林委員、どうぞ。
宮林委員	私も制度の持続性とか、そういうのすごく引かかる用語なんですけども。もちろん制度そのものは私はある意味、時代が変わってきたらどんどん変わっていくものだと思うし、サービス内容だって変わっていくものだと思うんですね。ただ、要するにSDGsの考え方というのも一つ、それはある程度安定したものを保証していくということ

につながっていくし、その保証するのが行政だけじゃなくて、国民あるいは市民全体で支えていくという意味というのはよく分かるんですけども。何か、何となく読んで違和感があるのは、その制度を持続制度というか、そういうサービスやら制度を持続可能なものにするためには、あんまり無理なことはできないとか何かちょっと。行政だけでは難しいとか、この人材では到底求められるものは難しいなど、持続可能なものを実現していくためには何かしら切っていくといけない部分もあるん違うかとか、そういう……。これは私の余計な憶測なのかもしれないですけども、そういう部分にならないように次期計画では、やっぱり必要な人に必要なサービスを続けていくということが持続性だと私は認識しています。もちろん行政のほうもそういうふうな考え方を取っておられると思います。何か、今日の文章の中にも引っかけが、ちょっと私はそういう心配な面が見え隠れしているように思えてならないんです。ですので次期計画では、持続可能な制度やサービスにしていくためには何が必要なのかということ、むしろ中身でちゃんと書いてほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。

中西会長

はい、ありがとうございました。

事務局（井上課長）

これに関しては、よろしいですか。事務局のほう。

御意見、ありがとうございます。持続可能性についてです。SDGsの和訳は「持続可能な開発目標」でございます。同じものをそのまま保っていくということではなくて、その状況、その時代に合わせて発展的に必要な変化をしながらも、持続可能であるように、様々な努力を行っていくものと考えております。当然、限られた人的資源、あるいは財政的資源、いろんな社会資源がございますけれども、それが効果的・効率的に使っていくように多面的に考えていくということです。担い手を増やしていくということも持続性を高める一つのやり方でございますし。先ほどの議論の中にも出てきた、人材の確保もそうでしょう。ネットワークの効率化ということもその中の一つだというふうに考えておりますし、障害福祉サービスに限って言えば、これまでから市民に必要なサービスについて公正、適正に御本人の必要性を勘案した上で支給していくと説明申し上げてきたところでございますので、その点について変わりはありません。

中西会長

ありがとうございました。

ちょっと御質問したいところがあるかと思うんですけど、ちょっと時間のほうが押してまして。持続可能性に関しては、非常に他人的な言葉で、下振れで取ることができれば、いろんな意味で取れるので。そのあたり、また次回の具体的な計画を立てるときに、よりそのあた

事務局 (井本)	<p>りの経緯も含めて言っていたらと思います。</p> <p>ということで、すみません。議題2の話はこれで終わりたいなと思います。</p> <p>最後に議題3ですね。「その他」に移りたいと思うんですけども、何か事務局からございますでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>「その他」につきましては、議題1のほうで太田委員から御意見いただきました。資料でいいますと、資料2の23ページの福祉施設の入所者の地域生活への移行について、御意見いただいたかと思ひます。そこについて補足させていただきます。</p>
事務局 (刈込係長)	<p>障害福祉課の刈込です。</p> <p>直近の退所した方の数というところでお聞きになっていたかと思ひます。直近1年について、新たに入所された方については6名ということでお伝えさせてもらったと思うんですけども。退所した方についても、すみません直近1年の間での数値がありましたので御報告させていただきます。</p> <p>退所者の合計は8名になるんですけども、地域移行された方がその8名中4名。そして病院に入院された方が2名。お亡くなりになられた方が2名、合計の8名という形で退所されているという形になっております。ちょっとこのところには数値は出てないんですけども最新のこの令和4年度末の数でいうと129名という形になって、1年前は131名という形で新規がプラス6名。さっき言っていた退所された方は8名という形なので、131名から129名という形でこの1年間においては、2人減っているというような形になっております。</p>
事務局 (井本)	<p>以上です。</p> <p>事務局からの「その他」の部分につきましては、以上になります。</p>
中西会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様からこれに関して言うことはございますでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>はい、そうしましたら、ほかに御意見がないようでしたら本日の議題案件をこれで終わりたいと存じます。皆さん長時間ありがとうございました。</p>
事務局 (井本)	<p>それでは事務局にお返しいたします。</p> <p>委員の皆様、長時間お疲れさまでございました。</p> <p>では事務連絡を簡単にさせていただきます。また本日の会議録につきましては、事務局のほうで会議録案を作成させていただきます。</p>

後日、委員の皆様にお送りをさせていただきますので御確認、よろしくお願いたします。

続いて、次回の第3回分科会とその次の第4回分科会、こちらの日程が決まりましたので、お知らせをさせていただきます。

第3回分科会、こちらが10月26日木曜日。午後2時から南館10階の大会議室となります。

第4回分科会が11月30日木曜日、午後2時から南館8階中会議室となります。それぞれ改めて御案内のほう差し上げますので、よろしくお願いたします。

それでは本日、これにて終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。